

請願 第1号

受付 令和2年 2月18日

付託 令和2年 3月 2日

県知事に対し、東海第二原発の再稼働に同意しないことを求める
意見書提出に関する請願

紹介議員 細谷典男 遠山智恵子

・請願趣旨

2018年11月7日、原子力規制委員会は、営業運転開始から40年の東海第二原発について、20年の運転期間延長を認可しました。同原発は、日本の原発の中で、最も人口密集地に立地し、東日本大震災で被災した原発です。運転期間延長を認めた原子力規制委員会の判断に県民の批判が広がりました。東海第2原発の稼働から、今日まで東海村の人口は約3倍に、都市化によって、半径30キロ圏内に住む人口は94万人に、原発立地地域の中で最も人口密集地域となりました。原発の立地について、国は「人口密集地への原発立地を避けるよう」求め、1964年に制定された「原子炉立地審査指針」に基づき判断されてきました。それにも関わらず原子力規制委員会は、トラブル発生率日本一の、期限切れ老朽原発の運転期間延長審査に当たり、規制の基礎とする国の指針すら考慮しなかったといわれています。県議選や参院選の出口調査などでも県民の7割が再稼働に反対し、また、県内市町村の6割を超える議会で反対の意見書を可決する等、東海第二原発再稼働反対の県民世論が広がる中、再稼働に際しては、茨城県と立地自治体の東海村に、30キロ圏周辺5市の事前了解権を加え「原子力安全協定」が2018年3月に結ばれています。ところが日本原子力発電は、県及び関係自治体の事前了解もなく、再稼働を前提とした防潮堤と格納容器圧力逃がし装置の工事を進め、知事もこれを容認しています。一方で知事は、再稼働については「県民の声を広く聴き、適切に判断していく」と繰り返し述べています。

県民はもとより県外からも東海第二原発再稼働反対の世論は広がり、「広域避難計画」策定が進まない現状は、100万人近い避難は実行不可能であることを示しています。

県民の生命と安全を守る責任を負う知事として、再稼働は絶対に認めるべきではありません。

・請願項目

- 1 大井川和彦茨城県知事に東海第二原発の再稼働に同意しないことをもとめる意見書を提出すること
以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和2年2月18日

請願者代表

住所 取手市櫛木 352-25

氏名 遠藤 俊夫 ほか673人

取手市議会議長 殿